

## 依然として厳しい財政状況

### ■ 県財政の現況

2023年度の県税収入は、法人二税の増などを見込み、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する前の水準を回復しますが、今後、懸念材料である海外景気の下振れ、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分留意する必要があります。一方、歳出では、医療・介護などの扶助費が、2025年にかけて団塊の世代が75歳以上の高齢者となることなどに伴い、大きく増加するため、依然として厳しい財政状況にあります。

2008年秋以降の世界的な経済危機は、製造業を中心とする本県経済を直撃し、県税収入は2年間で実に5,000億円という、過去に経験のない急激かつ大幅な減収に見舞われました。

このため、本県では2009年度に「愛知県第五次行革大綱」を策定し、2011年度には、これを深掘りする「重点改革プログラム」を策定し、毎年度、徹底した事務事業の見直しに取り組むなど、強力に行財政改革を推進してきました。

さらに、厳しい財政状況が継続していることを踏まえ、2014年度には、「しなやか県庁創造プラン」を策定するとともに、2019年度には、「しなやか県庁」を一層推し進め、更なる行財政改革に取り組むため、「あいち行革プラン2020」を策定しました。2022年度には、プラン策定後の環境変化を踏まえて取組を追加・充実させた「後半期の取組」を取りまとめ、不断の行財政改革に取り組んでいます。

2023年度当初予算では、減債基金（任意積立分）999億円、財政調整基金425億円、合わせて1,424億円もの基金取崩しを計上せざるを得ず、多額の基金取崩しに依存する厳しい財政状況が継続しています。

今後も、持続可能な財政基盤の確立が不可欠であることから、歳入歳出全般にわたる行財政改革に取り組むとともに、「日本一元気な愛知」、「すべての人が輝く愛知」、「日本一住みやすい愛知」の実現を目指した幅広い施策を推進し、産業の活性化や雇用の維持・拡大を図ることで、税収の確保につなげてまいります。

### ■ 予算規模の推移

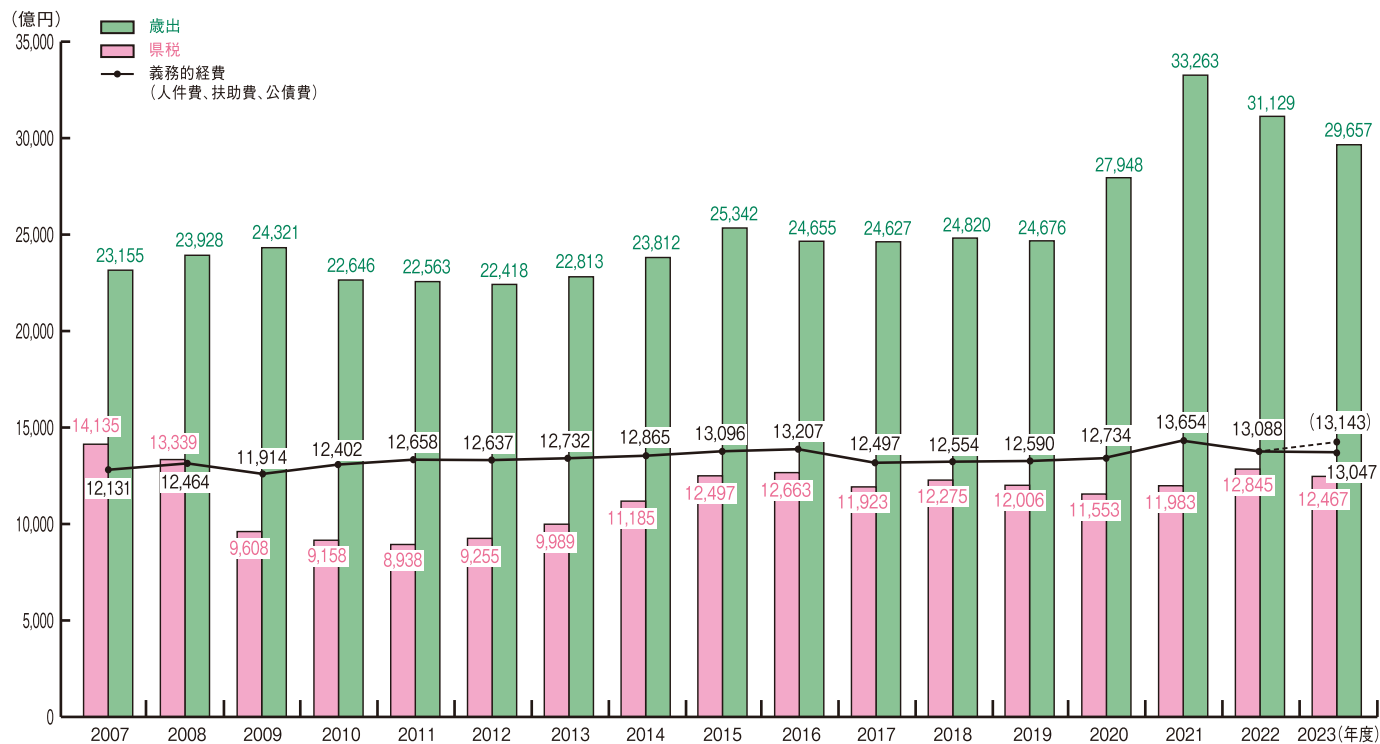
一般会計の歳出規模と県税収入の推移は、次のページの図のとおりです。

2023年度の県税収入は、企業収益の回復による法人二税の増、個人所得の回復による個人県民税の増、輸入の増加による地方消費税の増が見込まれることから、1兆2,467億円を計上しています。

県税全体では、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する前の水準を回復しますが、今後、懸念材料である海外景気の下振れ、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分留意する必要があります。

一方、歳出は、2020年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に係る累次の補正予算を編成し、大きく増加しています。また、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、定年引上げに伴う人件費の減により減少しますが、退職手当平準化基金積立金を含めると増加しています。（2023年度からの定年年齢の段階的引上げに伴い、退職手当が今後年度間で大きく増減することから、財政負担の平準化を図るため、退職手当平準化基金を新設し、2023年度は基金へ積立てを実施）

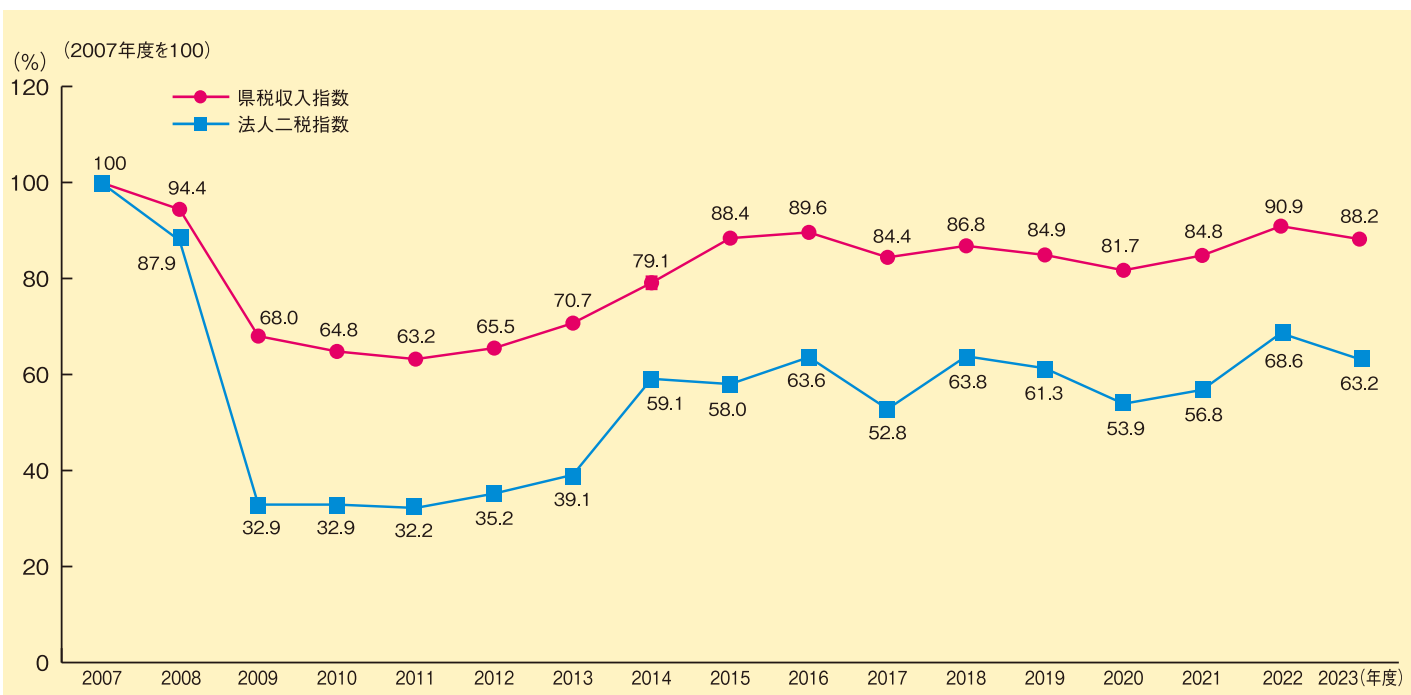
## 歳出規模と県税収入の推移



- (注) 1 2021年度までは決算額。2022年度は最終予算額。2023年度は当初予算額。  
 2 歳出及び義務的経費は借換債除きの規模。(義務的経費は最終予算額)  
 3 2023年度義務的経費の( )は、退職手当平準化基金積立金(96億円)を含めた場合の規模。

また、県税収入の規模及び法人二税の推移は、次の図のとおりです。

## 県税収入の規模及び法人二税の推移



- (注) 1 2021年度までは決算額。2022年度は最終予算額。2023年度は当初予算額。  
 2 数値は、2007年度の決算額を100とした場合の各年度ごとの指数を示す。

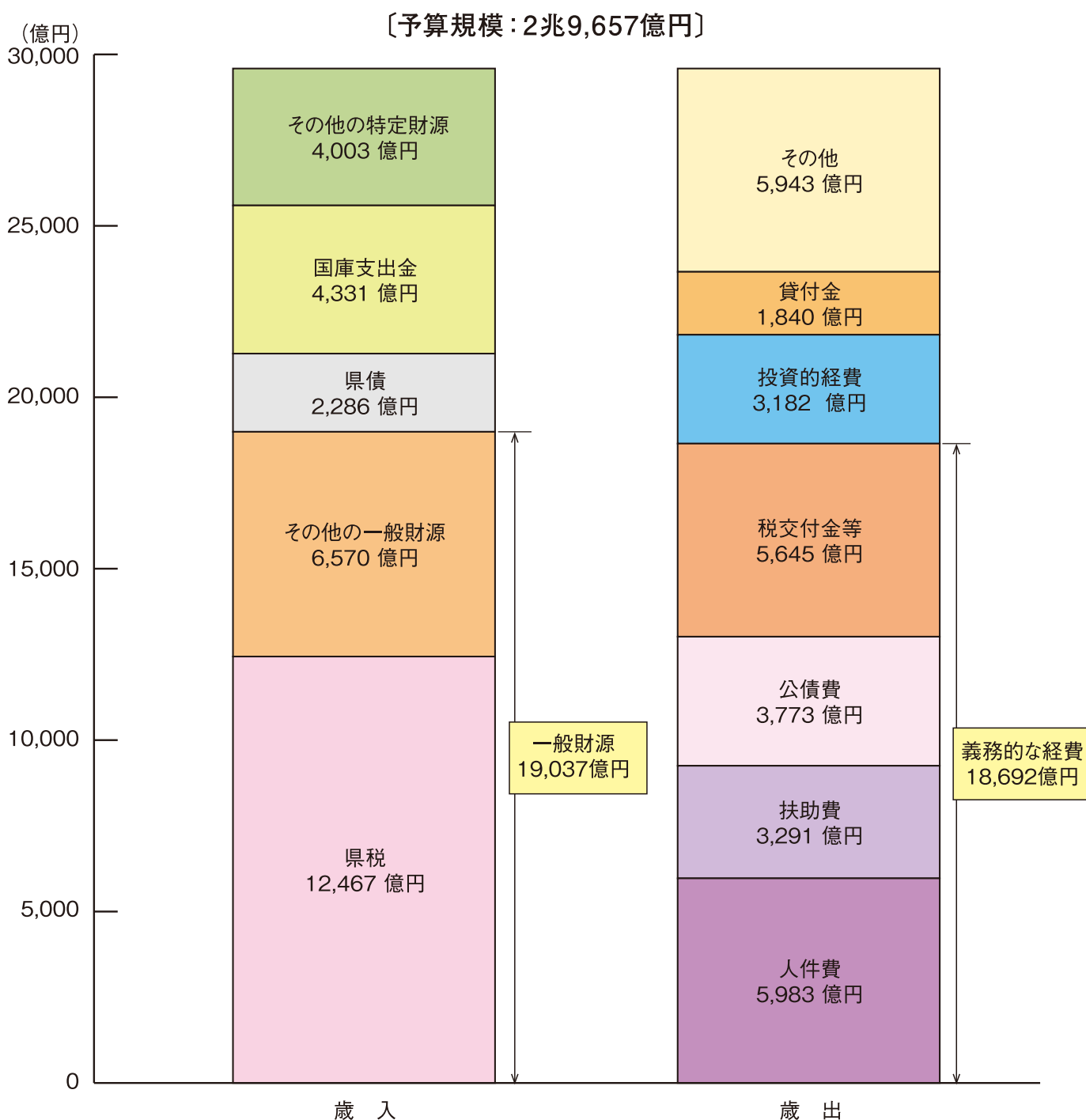
## ■歳入・歳出の状況(愛知県予算の特徴)

人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費が財政を圧迫しています。

人件費、扶助費、公債費及び税交付金等は、義務的な経費として、任意に削減はできませんが、これらの義務的な経費が財政を圧迫しています。

義務的な経費の中では人件費の割合が最も大きくなっています。

### 性質別歳入歳出の状況(2023年度当初予算)



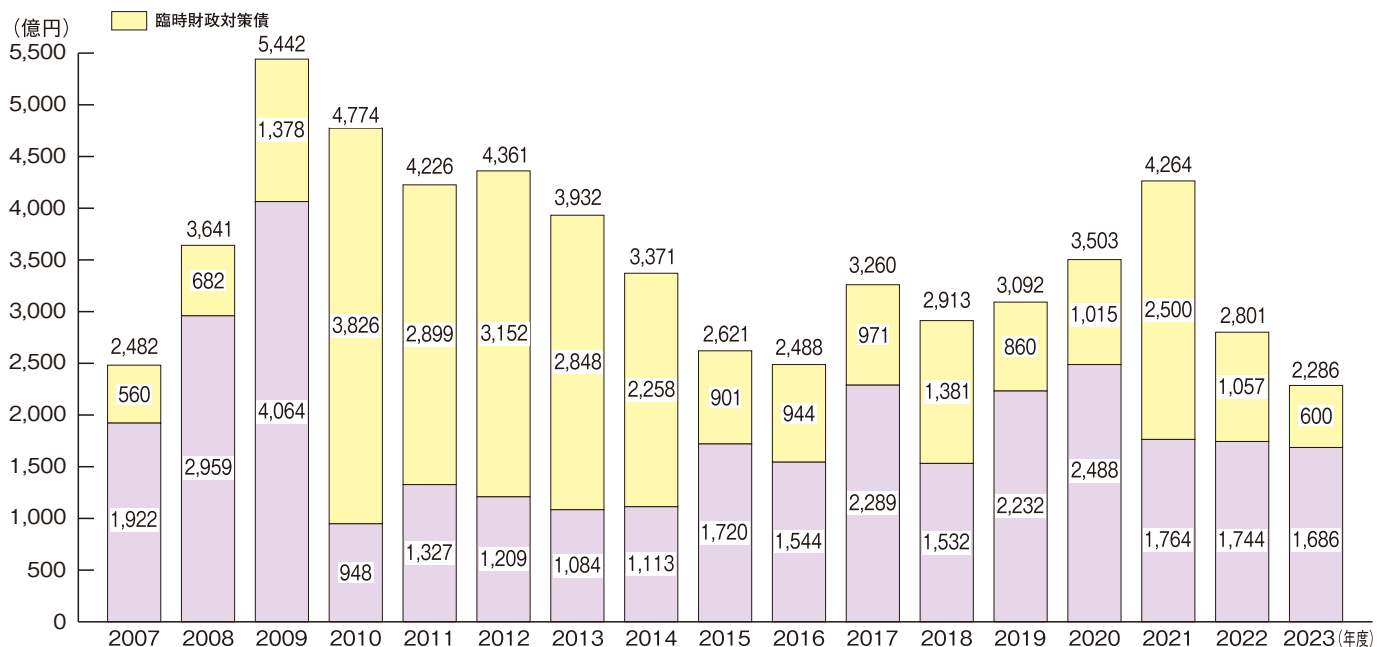
## ■ 県債の状況

県債とは、県が学校を建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行う時などに、その財源を確保するとともに、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、県の信用において長期の資金借入を行うものです。

2023年度当初予算における県債発行額（一般会計）は、2,286億円を計上しており、そのうち600億円については地方交付税の振替措置である臨時財政対策債となっています。

県債発行額（一般会計）の推移は、次の図のとおりです。

### 県債発行額の推移



(注) 1 2021年度までは決算額。2022年度は最終予算額。2023年度は当初予算額。  
2 借換債除きで整理。

### 豆 知 識

#### 借換債

償還年限が全体としておおむね30年となるよう、発行済みの県債の満期時に、その償還に充てるために発行する県債で、新たに債務を負うものではありません。

#### 臨時財政対策債

国の地方財政対策の制度改革により2001年度から新たに設けられた特例地方債です。地方交付税の振替措置であり、後年度に元利償還金の100%が交付税算入されます。

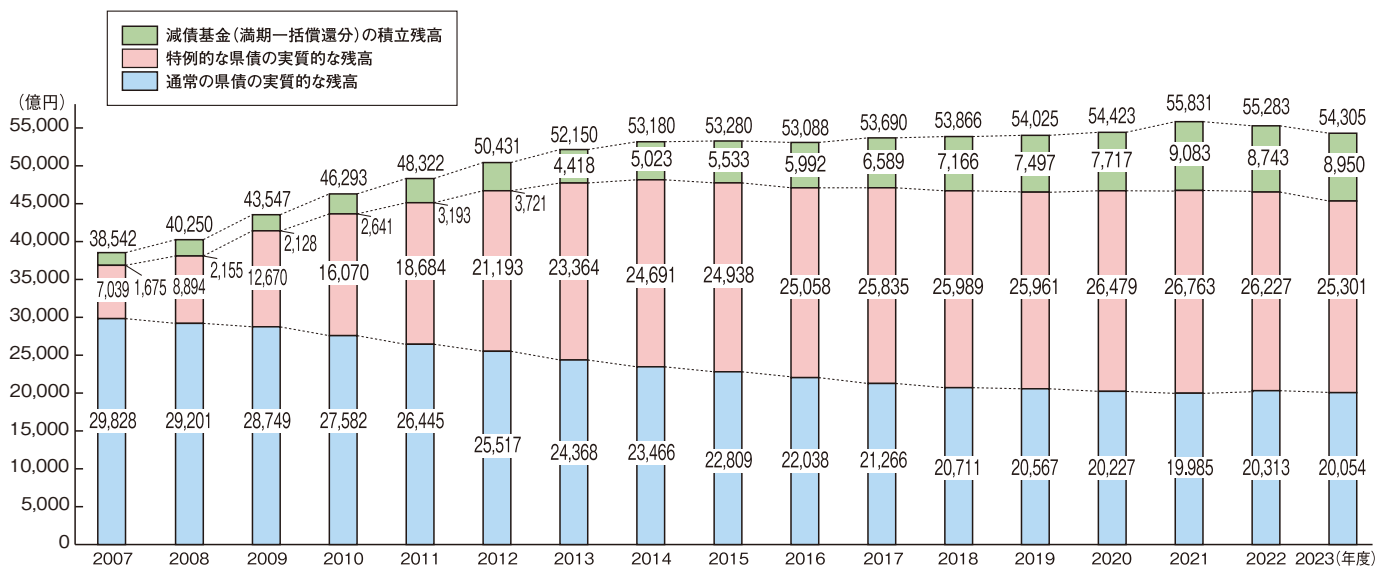
発行可能額は、各地方公共団体の財源不足額（臨時財政対策債発行可能額振替前の基準財政需要額と基準財政収入額の差額）及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式により算定されるものであり、財政力が高い団体ほど臨時財政対策債の配分割合が大きくなる仕組みとされています。

県債残高(一般会計)の推移は、下の図のとおりです。

特例的な県債である臨時財政対策債の発行が減少するため、2023年度末は、5兆4,305億円と、前年度末から減少する見込みです。また、通常の県債の実質的な残高は、交付税措置のある有利な県債などを活用しながら必要な公共投資に積極的に対応する一方、着実に償還を進め、「あいち行革プラン2020後半期の取組」においても維持することとした数値目標(2019年度決算の水準を超えることのないように努める)を堅持します。

なお、2023年度末における県民1人当たり(2023.1.1現在住民基本台帳人口7,512,703人)の県債残高(一般会計)は、72万2,846円となる見込みです。

## 県債残高の推移



- (注) 1 2021年度までは決算額。2022年度は最終予算ベース。2023年度は当初予算ベース。  
 2 減債基金(満期一括償還分)とは、一定の年限後(満期)に全額償還する方式の県債について、その償還に備えて、総務省が示す積立ルールに基づき毎年度発行額の30分の1を積み立てるもの。  
 3 実質的な残高とは、名目上の残高から減債基金(満期一括償還分)積立残高を控除した額を指す。  
 4 特例的な県債は、臨時財政対策債、減収補填債(特例分)、減税補填債、臨時収収補填債、退職手当債、調整債、第三セクター等改革推進債、除却債、猶予特例債の計としている。

### 豆 知 識

#### 減収補填債

普通交付税の算定に用いられた収見込額が過大で、実態の収収がそれを下回る場合に発行が認められる地方債です。2007年度から、当分の間、建設事業等に充当しなくてもよい特例債制度が設けられました。後年度に元利償還金の75%が交付税算入されます。

#### 調整債(国税化資金手当債)

法人事業税及び法人県民税法人税割の国税化に伴う減収額を補填するために認められた特例地方債です。

#### 除却債(公共施設等の除却に係る地方債)

公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却について認められた特例地方債です。

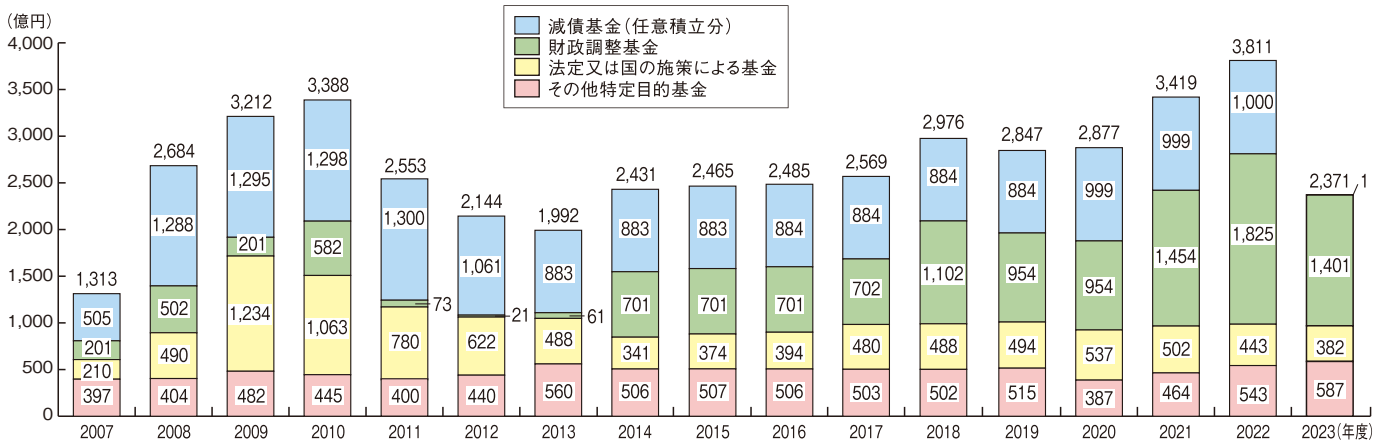
## ■基金の状況

義務的な経費が県税等の一般財源で賄い切れない中で、減債基金（任意積立分）及び財政調整基金を取り崩すことにより、財源を賄ってきました。

2022年度に予定していた減債基金（任意積立分）999億円、財政調整基金261億円の取崩しは、2月補正で全額を取り止め、さらに、2022年度中の法人二税収入等の増加に伴う地方交付税の後年度減額精算に備えるため、財政調整基金に370億円を積み立てました。

2023年度は、減債基金（任意積立分）999億円、財政調整基金425億円を取り崩すものの、財政調整基金残高は1,401億円を確保し、地方交付税の減額精算や、年度途中の不測の財政需要などへの対応に備えます。

### 基金残高の推移



- (注) 1 2021年度までは決算額。2022年度は最終予算ベース。2023年度は当初予算ベース。  
 2 減債基金(任意積立分)とは、県債の償還に備えて任意に積み立てるもの。  
 3 減債基金(満期一括償還分)及び美術品等取得基金は含まない。



### 基金

法令等の定めに基づいて、地方公共団体が資金の積立て、運用、取崩しを行うもので、本県には経済事情の著しい変動や大規模な災害などに対処するための財政調整基金、県債の償還等のための減債基金、非常災害に際して応急的な救済を行うための災害救助基金等の30基金(2023年4月1日現在)があります。

基金の種類は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる積立基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する定額基金の2種類に大別されます。

本県では前者をさらに、財源調整に用いる「財政調整基金」(①)及び「減債基金」(②)と、「法定又は国の施策による基金」(③)及び「その他特定目的基金」(④)の4つに分けています。

それぞれの類型に属する基金は、次のとおりです。

#### 1 積立基金

①「財政調整基金」

②「減債基金」

③「法定又は国の施策による基金」…災害救助基金、介護保険財政安定化基金、森林整備地域活動支援基金、後期高齢者医療財政安定化基金、子育て支援対策基金、農地中間管理事業等推進基金、地域医療介護総合確保基金、国民健康保険財政安定化基金

④「その他特定目的基金」……………国際交流事業推進基金、環境保全基金、文化振興基金、地域福祉基金、中山間ふるさと水と土保全基金、科学技術振興基金、産業廃棄物適正処理基金、あいち森と緑づくり基金、産業空洞化対策減税基金、障害者福祉減税基金、愛知県名古屋飛行場等見学者受入拠点施設展示物整備基金、子どもが輝く未来基金、展示会産業振興基金、森林環境譲与税基金、あいち医療応援基金、新型コロナウイルス感染症対策中小企業金融支援基金、防災ボランティア活動基金、アジア・アジアパラ競技大会基金、退職手当平準化基金

2 定額基金……………美術品等取得基金